

改訂を踏まえたカリキュラム・マネジメント

1 カリキュラム・マネジメントの勧め

カリキュラム・マネジメントとは、学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくことであり、また、そのための条件づくり・整備である。それは、学校経営の営みにおいて中核に位置付くものである。

教育目標を設定し、その目標の達成のために教育課程を編成、必要なヒト・モノ・カネなどを整える。個々の教職員が、また、組織として、このような発想や問題意識をどれほどもつことができるか。この点にカリキュラム・マネジメントの基盤がある。

学校には、教育目標をはじめ様々な目標や方針が存在している。また、教育課程も編成され、ヒト・モノ・カネの運用をはかる営みもある。しかし、互いの関連や脈絡も乏しいなかで、これらが個々に、それぞれバラバラに存在する実際を目にすることも少なくない。すなわち教育目標は教育目標として設定され、教育課程は教育課程として編成され、ヒト・モノ・カネなどの経営資源はそれはそれとして運用される姿である。

このような学校の姿、組織の在り方が、教職員の意識や教育活動のスタイルにも様々な影響を与えている。すなわち、教職員それぞれが自らの考えるところや願いにしたがって授業や学級経営を思い思いに進める姿がそこにある。

カリキュラム・マネジメントの導入は、このような学校の姿や教職員に意識改革を迫ることをねらいとしている。学年・学級を、あるいは、教科を教育課程とつなぐとともに、一人一人の教職員をつなぎ、学校における“協働”を実現し、学年・学級経営や教科経営の質的転換を促すのが、カリキュラム・マネジメント導入のねらいである。それは、自らの専門性を教科や学級・学年に置く組織文化や、教科経営や学年経営の組み合わせを柱とする学校経営のスタイルからの転換を促

学習意欲の向上・学習習慣の確立

◆改訂の趣旨

今回の学習指導要領改訂に当たって、基本的な考え方の一つに学習意欲の向上・学習習慣の確立が明示された。これは、教育基本法第6条第2項、あるいは学校教育法第30条第2項の条文にある、自ら進んで学習する意欲の重視にかかわる文言を受けるものである。

国立教育政策研究所及びPISA調査などの国際的な学力調査結果からは、思考力、判断力、表現力を問う読解力・記述式問題に課題があることとともに、その背後に家庭での学習時間など、学習意欲、学習習慣に課題があることが指摘されている。こうした課題に関して、①家庭学習も含めた学習習慣の確立、②子どもたちがつまずきやすい内容、基礎的・基本的な内容の確実な定着、③意欲喚起に留意する学習活動の展開、④意欲・習慣を含めた、学力に課題を抱える子どもへのきめ細かな指導、などが今後の学校の重要な課題になっている。

◆改訂の主な変更点

主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

(第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針 1)

各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

(同 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 2(2))

学校経営上のチェックポイント

◆教育課程編成上及び移行措置期間の留意点

- 教育課程編成の学校の基本方針に、学習意欲の向上、学習習慣の確立を明確に位置付ける。
- 教育課程編成、移行措置実施を適切に進めるための事前の研究・調査の内容に、学習意欲、学習習慣に関する項目を加える。
- 教育課程編成、移行措置の実施の基本事項に学習意欲の向上、学習習慣の確立を位置付ける。
- 各教科等の学習指導の展開の中に、学習意欲の向上、学習習慣の確立を明確に位置付ける。

◆所属教員への指導のポイント

- 学校教育目標、教育課程編成基本方針の共通理解を図る際に、学習意欲の向上、学習習慣の確立の重要性について確認する。
- 新学習指導要領の重点、移行措置内容の共通理解の機会に重要課題として学習意欲向上、学習習慣確立について共通理解を図る。
- 各教科等の学習指導計画の中に、学習意欲の向上、学習習慣の確立を記述させる。

◆保護者への説明・連携のポイント

- 学校において展開する、学習意欲重視の学習指導について説明し、理解と協力を求める。
- 子どもの学習習慣の確立には、家庭における働きかけが欠かせないことを説明し、学校、各家庭がともに子どもの指導に当たることができるよう連携を求める。

◆参考資料・根拠法令等

- ・教育基本法第6条第2項
- ・学校教育法第30条第2項

学校経営上のアドバイス

1 基本的な考え方とその共通理解

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力をはぐくむことが重要である。こうした力をすべての子どもに身に付けさせるためには、学習指導において、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに学習習慣を確立させることが欠かせない。

主体的に学習に取り組む態度、自ら学ぶという学習習慣を養い、個性を生かす教育の充実に努めることは、これからの学校教育の中心課題といえる。このこととともに、家庭との連携を図りながら、子どもの学習習慣の確立を目指すことについて全教職員の間で十分な共通理解を図ることについて配慮しなければならない。

2 授業展開の重点に関する具体的な把握

趣旨の理解にとどまっていたら、具体的な指導改善には結びつかない。共通理解の機会、校内研修の工夫などによって、次の点を中心に、学習意欲の向上・学習習慣の確立に機能する授業展開について共通理解を図るようにする。

- ①よくわかることが、意欲喚起の前提である。
- ②自分にもできるという成就感が感じられる。
- ③授業展開、学習の内容に主体的な関心がもてる。
- ④子ども同士が助け合い励ましあって、協同で学習を展開したという実感がもてる。
- ⑤自主的、自発的な活動が織り込まれていて、自分の力で学習を進めたという実感がもてる。
- ⑥先生の励ましや助言によって、学習の進め方、家庭学習の大切さ、その進め方などが把握できる。

3 意欲重視の授業と効果的な展開

学習意欲の向上・学習習慣の確立に機能する授業計画の基本が全教職員に理解されるよう配慮されることが求められる。

子どもの主体的な学習活動を引き出し、授業のねらいを効果的に達成するために、教師の指導が重要であることは当然である。

授業者としては、どのような意図で、何をねらいとして指導を展開しようとしているかの明確な把握とともに、どのような工夫によって学習意欲を喚起し、学習習慣に結びつけようとするのかという課題意識が必要である。

こうした点について、学校経営案に位置付け、全教職員に働きかける経営方略をもつことが重要である。

4 学習意欲向上・学習習慣確立のための留意点

次のような点について、十分な共通理解を図り、全校指導体制の中ですべての教師が指導に創意工夫を凝らすような体制を確立することが求められる。

- ① 授業のねらいが明確に設定され、そのねらいが子どもにも意識されて、子どもの主体的な活動を促す。
- ② 目標・活動・評価の筋道が一貫しており、子どもの自己評価・相互評価が授業に効果的に位置付けられている。
- ③ 指導する内容が、子どもの発達段階、興味関心に合致しており、学習内容が、子どもの問題意識に訴えかけるものになっている。
- ④ 多様な授業展開であって、子どもの学習意欲を引き出し、指導後の家庭学習に結びつく内容をもっている。
- ⑤ 学校における学習指導の内容が様々な形で家庭に知らされ、課題意識が共有されることによって、子どもの学習習慣の形成が効果的に進められる。

〔尾木 和英〕

移行措置期間の留意点

① 校内における新しい学習指導要領の扱いについて

今回の学習指導要領の改訂に当たって、文部科学省は新学習指導要領を全教職員に平成20年7月に配付している。夏季休業中に入って間もなくのことであるから、配付された新学習指導要領についての研究する時間の確保は十分にあったと思われるが、中学校での取組には学校によって大きな差異があるようだ。例えば、講師を招聘して、新しい学習指導要領についての研修会をもった学校もあれば、配付し各自研究するよう指示をした程度の学校もある。

また、教員個々の受け止め方にも差があるようで、来年度から移行措置によって授業をしなければならない数学・理科の教科担当者にはかなりの関心を示した者もいたが、それ以外は全く関心を示さない者が多いようだ。

今回の学習指導要領の改訂は教育基本法、学校教育法等の改正を踏まえて行われたものであり、中学校教育にかかわるすべての者が改訂の背景や趣旨、具体的な改訂内容等について十分に理解していることが社会に対する責任といえる。

今回の改訂では学力問題が大きく扱われ、学力については改正学校教育法によって規定されている。その規定は当然、新しい学習指導要領によって具体的な教育内容として示されている。法律によって学力観、学習指導観が明らかにされ、それを踏まえて学習指導要領が改訂されている事実を学校関係者は重く受け止めるべきであろう。

今回、教職員に配付された中学校学習指導要領（平成20年3月告示、以後新学習指導要領とする）には改正された教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則の一部と移行措置の関係規定、中等教育学校等関係法令、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領など学校の教育課程を編成する上で必要とする関係法令が、この一冊に集約されている。これからの中学校教育への取組には、この一冊の活用が非常に大きな役割を果たすことになる。